

科目名	行政法
第一問 行政上の強制執行の制度と行政罰の制度との違いについて論ぜよ。	
第二問	
平成一六年に最高裁は、規制権限の不作為に係る国家賠償責任を相次いで認める判決を出した（筑豊じん肺訴訟及び水俣病訴訟）。次の場合に権限不作為に係る国家賠償訴訟が提起されたとすれば、判例理論の射程内にあるものとして認容されるか否か、権限の性質を比較して、その理由を述べよ。	
①児童福祉施設の職員が継続的虐待の挙句に入所児童を死に至らしめた（知事は児童福祉法に基づく立入検査を行っていない）場合	
②恋愛感情のもつれから元交際相手に付きまとわれていた者が交番に被害届を出したが、警察署長は捜査を行わないものとし、やがてその者が元交際相手に殺された場合（ストーリー規制法はないものとして考えよ）。	
※ 各問ごとに別の解答用紙に記入すること	